

県土整備局優良工事等局長表彰要領 新旧対照表

新	旧
(略) (候補の選定) 第7条 当該工事等を所管する所属長（センター所長を含む。）は、第2条及び第4条に該当し表彰にふさわしい法人等の候補を別表の区分ごとに選定し、法人等功績調書（別紙様式）を作成する。 2 第2条第1号及び第2号に係る候補の選定は、別表の区分ごとに工事等成績評定点が高いものから行う。 3 区分に関わらず同一法人等の複数の工事等が該当する場合は、工事等成績評定点の最高点の工事等のみを対象とする。 なお、最高点が同点のときには5(1)、(2)により選定する。（同一法人等一工事等表彰） 4 別表の区分4と区分5に該当する設計若しくは工事監理又は施行した法人等が重複した場合は、区分4を対象とする。 5 同一区分で複数の工事等が同点のときには、表彰の上限数内で次の順に選定する。 (1) 工事等成績評定点の小数点第1位までの数値の高いものを選定する。 (2) (1)の数値が同点の場合は、契約金額の高いものを選定する。 (略) 附 則 この要領は、平成 24 年7月 25 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 7 年5月 26 日から施行する。	(略) (候補の選定) 第7条 当該工事等を所管する所属長（センター所長を含む。）は、第2条及び第4条に該当し表彰にふさわしい法人等の候補を別表の区分ごとに選定し、法人等功績調書（別紙様式）を作成する。 2 第2条第1号及び第2号に係る候補の選定は、別表の区分ごとに工事等成績評定点が高いものから行う。この場合、表彰可能最低点に複数の法人等が該当し、表彰の上限数を超えるときには、次の順に選定する。 (1) 工事等成績評定点の小数点第1位までの数値の高いものを選定する。 (3) (1)の数値が同点の場合は、契約金額の高いものを選定する。 (略) 附 則 この要領は、平成 24 年7月 25 日から施行する。

県土整備局優良工事等局長表彰要領 新旧対照表

別表（要領第2条関係）			別表（要領第2条関係）		
号	区 分	要 件	号	区 分	要 件
第1号	1（県域建設部門）	神奈川県工事等入札参加資格のAランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	第1号	1（県域建設部門）	神奈川県工事等入札参加資格のAランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事
	2（地域貢献部門）	神奈川県工事等入札参加資格のBランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事		2（地域貢献部門）	神奈川県工事等入札参加資格のBランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事
	3（地元活力部門）	神奈川県工事等入札参加資格のCランク又はDランクに属する若しくはそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事		3（地元活力部門）	神奈川県工事等入札参加資格のCランク又はDランクに属する若しくはそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事
第2号	4（総合部門）	すべての法人等が施行した設計又は工事監理	第2号	4（総合部門）	すべての法人等が施行した設計又は工事監理
	5（地域部門）	県内に本店を置く法人等が施行した設計又は工事監理		5（地域部門）	県内に本店を置く法人等が施行した設計又は工事監理
			（備考1）区分1から3において、同一法人等の複数の工事が該当する場合は、工事等成績評定点の最高点の工事のみを対象とする。 （備考2）区分4と区分5に該当する設計若しくは工事監理又は施行した法人等が重複した場合は、区分4のみの対象とする。		